

相双地域の魅力戦略的情報発信事業 (相双地方魅力発信ポータルサイト) 実施業務 プロポーザル方式募集要領

1 目 的

この要領は、相双地域の魅力戦略的情報発信事業(相双地方魅力発信ポータルサイト)実施業務において、プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 相双地域の魅力戦略的情報発信事業
(相双地方魅力発信ポータルサイト) 実施業務
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書(案) のとおり
- (3) 履 行 期 限 委託契約締結の日から令和9年3月31日(水) まで
- (4) 業務の規模
本業務の参考業務規模として、上限7, 544千円を想定しています。
※内訳：保守管理・ポータルサイト企画更新 3, 380千円
保守管理・ポータルサイト企画更新以外 4, 164千円

(5) 留意事項

本事業は、令和8年度予算として執行するものであることから、事業は県の予算が可決され、令和8年4月1日以降に予算の執行が可能となったときに確定します。なお、保守管理・ポータルサイト企画更新業務以外のSNS企画更新業務等については、福島再生加速化交付金を活用することから、交付決定後に見積書を徴取し、協議の上、増額の変更契約を締結します。よって、保守管理・ポータルサイト企画更新以外の業務は、変更契約締結後に着手するものとします。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とし、また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可としますが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加資格についても同様に扱います。

- (1) 福島県内に本社、本店、支店、支社、営業所等があり、福島県相双地方振興局との打合せ等に迅速に対応できる法人又は個人。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き

開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものでないこと。

ア 役員等（プロポーザル参加者が個人である場合にはその者を、プロポーザル参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (6) 県税を滞納している者でないこと。

- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

- (8) 以下に該当する者が役員でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

- (9) 政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でない者。

- (10) 営業に関し許可又は認可を必要とする場合において、これを得ていること。

4 業務仕様

委託仕様書（案）のとおりです。

5 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、プロポーザル方式評価項目採点表（様式 1－6）のとおりです。

6 事務局

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課

〒975-0031 南相馬市原町区錦町 1－30 福島県南相馬合同庁舎内

電話 0244-26-1117 FAX 0244-26-1120

電子メール soso-localsupport@pref.fukushima.lg.jp

7 主なスケジュール

項 目	日 時
① 公募開始	令和8年2月27日（金）
② 質問書の受付	令和8年2月27日（金）～3月6日（金）正午
③ 質問書に対する回答	令和8年3月9日（月）まで随時
④ 参加表明書の受付	令和8年2月27日（金） ～3月11日（水）17時
⑤ 企画提案書の受付	令和8年2月27日（金） ～3月13日（金）17時
⑥ 審査委員会 （書面審査）	令和8年3月16日（月） ～3月18日（水）
⑦ 審査結果の通知	令和8年3月下旬
⑧ 見積書の徴取	⑦審査結果の通知以降（仕様書協議の上）
⑨ 業務委託契約	令和8年4月1日（水）

8 不明の点がある場合の質疑について

（1）質問書（様式1－4）の提出期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式1－4）を用い、令和8年3月6日（金）正午までに、上記6に持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。また、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したものまで有効とします。

（2）質問書に対する回答期限及び回答方法

令和8年2月27日（金）から令和8年3月9日（月）までの間、福島県相双地方振興局企画商工部ウェブページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01260a/>) に随時回答書（様式1－5）を掲載します。

9 企画提案書の提出について

企画提案書に参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類を添えて提出してください。

（1）プロポーザル参加表明書

「様式1－1」を使用してください。

（2）企画提案書

ア 様式

表紙には「様式2－1」を使用してください。

企画提案書の様式は任意とし、A4版（日本産業規格A列4番）25ページ以内（表紙、目次を除く。）としてください。ページ番号は目次を除いて通し番号としてください。

イ 盛り込むべき内容

別紙「業務委託仕様書（案）」の内容を踏まえ、同仕様書中「３業務の内容」に示す項目ごとに、提案内容を整理し、基本的な取組方針など提案する内容に付随する事項を全て盛り込んで作成してください。

また、次の項目についても記載してください。

(ア) 事業を遂行するための企画提案の考え方

(イ) 事業を実施する上で、特徴ある提供項目（特にアピールしたい点）

(ウ) 本業務に係る実効性ある方策

(エ) 関連・連携する事業との連携手法

(オ) 事業を実施する上での業務執行体制（本プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上果たす役割をそれぞれ明らかにすること。）

(カ) 業務の工程表（スケジュール）

(3) 事業者の概要

「様式２－２」を使用してください。

(4) 主要業務実績書

「様式２－３」を使用してください。

(5) 業務責任者

「様式２－４」を使用してください。

(6) 受託後の執行体制図

「様式２－５」を使用してください。

(7) 経費積算内訳書

ア 様式

「様式２－６」を使用してください。

イ 盛り込むべき内容

本業務の履行に要する経費を全て盛り込んでください。

なお、保守管理・ポータルサイト企画更新業務（仕様書３（１）及び（２））とそれ以外の業務について、委託契約額の上限（２（４）参照）の範囲内で見積もってください。

10 提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出期限

上記９－（１）の参加表明書は令和８年３月１１日（水）１７時までに、上記９－（２）～（７）の企画提案書等は令和８年３月１３日（金）１７時までに、持参又は郵送で提出してください。なお、郵送による場合は、提出期限の日までに到着したもののまで有効とします。

(2) 提出先

上記６に同じです。

(3) 提出部数

６部

(4) 提出方法

提出場所に持参又は郵送で提出してください。(提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書が無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。また、特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

(5) その他

ア 企画提案書等の作成等に要する費用については、すべて提出者の負担とします。

イ 企画提案書の提出は、1企業で1提案です。

ウ 提出後における企画提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

11 企画提案書の審査及び委託候補者の選定

次の各号の定めるところにより選定します。

(1) 審査

企画提案書の審査は、上記5に定める評価基準に基づき、審査委員会(書面審査)を実施します。審査結果については企画提案書の提出者全員に通知します。

(2) 委託契約

福島県は、選定した企画提案書等を基に当該企画提案者と協議を行い、業務内容を確認の上、見積書を徴取し、委託契約書を締結します。ただし、下記12の無効条項等に該当する場合(企画提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。)は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

(3) 審査結果の公表

審査は非公開で行いますが、企画提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期するため、各提出者の審査結果をプロポーザル方式審査結果書(様式1-7)により公表します。

(4) 委託料の支払い等

委託料の支払いは、事業完了後に成果を確認した上で行います。

(5) 著作権

採用された企画提案書等及び事業の成果品の著作権は、福島県に譲渡するものとします。

12 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、企画提案書は無効とします。

(1) 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

(3) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。(企画提案書に参加資格の確認のための書類及び企画提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む。)

なお、提出期限の日までに企画提案書が到着しないことを理由に企画提案書が無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けませんのでご注意ください。(特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便受箱に配達するものであるため、配達記録を有しませんのでご注意ください。)

- (4) 企画提案書の作成様式及び本要領に示された条件に適合しない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査委員又は関係者に企画提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。(本要領に示した質問を除く。)

13 問合せ先等

問合せ先は上記6に同じです。

14 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書は返却しません。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をし、企画提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (3) 提出された企画提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (4) 提出された企画提案書は、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとします。

15 特記事項

- (1) 企画提案に対する規模、効果の数値的目標は設定しませんが、プロポーザルで提案のあった規模を下回ることはできません。
- (2) 仮に、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、委託金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことがあります。